

豊田市農業委員会議事録

令和5年3月27日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年3月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第16号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第19号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第20号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第22号 土地改良法第3条第1項第2号による申出承認について
- 議案第23号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 議案第24号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (16名)

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1番 | 鈴木喜一郎 | 2番 | 築山 正樹 | 3番 | 西山弥太郎 |
| 4番 | 石川 幸子 | 5番 | 為井 裕 | ————— | |
| 7番 | 杉浦 俊雄 | 8番 | 土方 和子 | 9番 | 梅村 逸次 |
| 10番 | 水野 省治 | 11番 | 梅村 貢司 | 12番 | 中島 匡代 |
| 13番 | 加知 満 | 14番 | 伊藤喜代司 | 15番 | 伊藤 政和 |
| 16番 | 浅見富士男 | ————— | | 18番 | 杉田 雅子 |
| ————— | | | | | |

< 欠席委員 > (3名)

| | | | | | |
|----|-------|-----|------|-----|------|
| 6番 | 近藤 和人 | 17番 | 林 如実 | 19番 | 横条 鈞 |
|----|-------|-----|------|-----|------|

< 事務局説明員 >

| | | | | | |
|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 小木曾哲也 | 副主幹 | 山岡 雅史 | 担当長 | 加藤 泰平 |
| 担当長 | 安藤 康朗 | 主 査 | 井上 貴道 | 主 査 | 杉本 一浩 |
| 主 査 | 伊藤 寿信 | 主 査 | 鈴木 彩 | 主 査 | 岩月 彰弘 |

(開会 午後 2時00分)

会長職務代理： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催します。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、17番、林如実委員、19番、横条鈞委員。以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会長職務代理： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

11番、梅村貢司委員、12番、中島匡代委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第16号から第24号までの審議案件9件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

19番、鴛鴨町の件。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

20番、枹塚西町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

21番、大成町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

22番、広田町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

23番、大島町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

24番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

25番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

26番、大平町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

27番、坂上町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

28番、九久平町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

29番、太田町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

30番、貝津町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第16号で上程されました12件について、賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第16号は承認決定されました。

令和5年議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

3番、永覚町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、永覚駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第17号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第17号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

31番、御幸町の件、資材置場、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、32番、野見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、33番、森町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、34番、岩滝町の点、既存住宅の増築です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、35番、宝町の件、従業員駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、36番、宝町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題な

い旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、37番、堤町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、38番、若林西町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、若林駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、39番、高岡町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 申請番号37、38、39、3件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、40番、吉原町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、41番、生駒町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、三河八橋駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、42番、駒場町の件、工場、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

土方委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、43番、乙部町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、44番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、45番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 3件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、46番、小峯町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、47番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、48番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、49番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、50番、北篠平町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 50番について、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、51番、岩倉町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 51番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、52番、大蔵町の件、認知症高齢者グループホームです。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、53番、篠原町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に篠原駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては担当の横条委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。

伊藤（喜）委員： 申請番号 3 6 番並びに 5 2 番について、始末書案件になっていますが、始末書の内容とはどんなものでしょうか。

会長職務代理： 事務局、お願いします。

事務局： 申請番号 3 6 番、宝町の駐車場の案件ですが、違反転用が発覚したため是正を図るものです。平成 4 年の 1 2 月頃、申請者が免許を取得する際に、申請者の隣地所有者と賃貸借契約を結び、駐車場として利用していたため是正するものです。

申請番号 5 2 番、大蔵町の認知症高齢者グループホームの案件ですが、今回、足助地区のデイサービスのニーズに対応するために、当該地にグループホームを 2 棟新設するに当たりまして、平成 1 6 年頃から隣地を既に 1 6 - 1 に所在する建物の通路として使っていることが今回発覚したため是正するものです。

以上になります。

伊藤（喜）委員： 分かりました。

事務局： よろしいでしょうか。

伊藤（喜）委員： はい。

会長職務代理： ほかに御質問、御意見、ありますでしょうか。

(会場声なし)

会長職務代理： ないようですので、採決をいたします。

議案第 1 8 号で上程されました 2 3 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 1 8 号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第19号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第19号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
3番、西新町の件、変更内容は、事業期間延長及び事業目的変更です。
本件は、令和4年9月14日付で仮設事務所及び作業員駐車場として第5条許可を得ました。当初、新築工事と既存施設の改修工事を並行して行う予定でしたが、資材調達の遅延により既存施設の改修工事が期間内に終わらず、工期の延長が必要となりました。それに伴い建設資材置場が追加が必要となったため、事業期間延長及び事業目的変更により事業完了を図るものです。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第19号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第19号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和5年議案第20号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委

員会の意見を求めます。

13ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1番、矢並町の件、店舗兼用住宅、美容院です。

御意見をお願いいたします。

築山委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、2番、畝部西町の件、病院の駐車場です。

続きまして、3番、畝部東町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

西山委員： 2番、3番、特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、4番、福受町の件、工場の駐車場です。

御意見ををお願いします。

為井委員： 4番、問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、5番、竹町の件、住居系の地区計画です。

続きまして、6番、住吉町の件、住居の駐車場です。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、7番、堤町の件、流通業務施設です。

続きまして、8番、前林町の件、流通業務施設です。

御意見をお願いします。

杉浦委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、9番、中田町の件、流通業務施設の駐車場です。

続きまして、10番、駒場町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

土方委員： 2件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、11番、石野町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

水野委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、12番、市場町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

加知委員： 12番は問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、13番、綾渡町の件、自己用住宅です。

続きまして、14番、井ノ口町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

伊藤（政）委員： 13、14番、問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

15番、生駒町の件、農振農用地編入案件です。

御意見をお願いします。

土方委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

16番、田町の市道宮町本新線道路改良事業から37番、夏焼町の携帯電話基地局までは、愛知県の同意不要案件となります。これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の公共性が高いと認められる事業に係る施設に該当するため、皆さんに協議していただく必要はありませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

会長職務代理： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第20号で上程されました37件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第20号は承認決定されました。

令和5年議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年4月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第21号資料①は、利用権の総括表になります。議案第21号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第21号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年4月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、119筆118,038平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 1 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 2 1 号は承認決定されました。

令和 5 年議案第 2 2 号「土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和 5 年議案第 2 2 号「土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出承認について」。

土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、所有者からの県営土地改良事業に参加すべき旨の申出について、別紙のとおり承認します。

本日お配りした別紙 8 ページを御覧ください。

土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、土地所有者から土地改良事業への参加申出がありました。このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、県営農地環境整備事業、つくば地区です。

平成 2 9 年度から令和 8 年度までの期間において、受益面積 5 7.6 ヘクタールの区画内の用排水路の更新及び暗渠排水の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を推進することにより、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とするものです。

今回、参加資格の交代の申出件数は 1 件、2 筆、3,660 平方メートルです。資格者である耕作者から所有者へ、事業に参加する資格を交代することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することなど土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、本件の承認をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第22号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第22号は承認決定されました。

令和5年議案第23号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第23号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、9ページから10ページを御覧ください。

今回、石野、小原、足助、旭地区の合計で18筆、2,969.34平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第23号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第23号は承認決定されました。

議案第24号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案書の24ページ、それから、今日配付させていただきました資料の11ページを御覧ください。

詳細につきましては、今日配付させていただいた資料11ページ以降で説明をさせていただきます。

11ページについては、豊田市の現状を記載しておりますので、詳細説明は省略をさせていただきます。

12ページをお願いします。

これ以降が最適化活動の目標になります。

(1) 農地の集積の②目標を御覧ください。

目標年度は、豊田市が令和4年3月に策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる市の基本構想で規定している農用地の集積率の目標年度と同じ令和12年度としています。

市基本構想で規定する集積率については、平坦部70%、中山間地10%となっておりますが、ここで示した数値は、御覧のとおり、平坦部89.8%、中山間地12.8%です。

数値が異なる理由については、集積率の分母となる農地面積につきまして、国が公表しております耕地面積を利用し算定するよう指定されているため、耕地面積に置き換え算出したためでございます。

今年度の新規集積面積については、平坦部1ヘクタール、中山間地1ヘクタールとしております。これにつきましては、地区別、推進委員の担当地域別の令和4年9月末時点の集積率の実績において、先ほど御説明させていただいた集積率の目標、平坦部89.8%、中山間地12.8%を既に達成している地区については、これ以上新規に集積していくことが困難であるため、新規集積面積

は現状維持を目標としております。

一方、集積率の目標未達成の地区については、集積率を0.1%増やすことを目標とし、その0.1%分を面積換算し、各地区の合計値が平坦部1ヘクタール、中山間地1ヘクタールとなり、それを記載させていただいております。

農地面積につきましては、先ほど御説明したとおり、国が公表している耕地面積を利用するように指定されているため、全体の農地面積は、その数値である4,084ヘクタールとしております。その内訳である平坦部と中山間地の数値については、農地台帳上の割合で按分した数値としております。

今年度末の集積面積については、現状の集積面積Bの2,154ヘクタールに今年度の新規集積面積2ヘクタールを加えた数値、2,156ヘクタールとしております。

今年度末の集積率は、今年度末の集積面積、累計Dを農地面積Cで割った数値を記載しております。

次に、(2)遊休農地の解消を御覧ください。

②の目標、a、緑区分の遊休農地の解消を御覧ください。

表の下の段、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、1.8ヘクタールとしております。こちらの数字は、令和3年度の利用状況調査結果を基に、各推進委員が担当区域内の緑判定農地のうち、5年間で解消可能であると判断した農地の合計面積の5分の1を毎年度の目標とすることを原則としております。

したがって、本来であれば、上段に記載のある1.1ヘクタールを5で割った数値である2.2ヘクタールを目標とするところですが、令和4年度的最適化活動の結果、目標である5で割った数値を上回った担当区域が数多くありまして、そういった目標を上回って解消できた担当区域については、残った未解消の緑区分面積を4年間で解消することとし、4分の1を毎年度の目標とすることとしているため、2.2ヘクタールではなく1.8ヘクタールとしております。

b、黄区分の遊休農地の解消及びイ、新規発生遊休農地の解消については記載のとおりでございます。

次のページ、13ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進の②目標を御覧ください。

表の上の段、権利移動面積、平成28年度から平成30年度の数値及び平均値200.3ヘクタールにつきましては、表の欄外の米印1に記載してありますとおり、農地法第3条第1項に基づく許可及び基盤法第19条に基づき公告されました農用地利用集積計画による権利移動面積を記入しています。

表の下の段、20.03ヘクタールにつきましては、表の欄外の米印の2に記載のとおり、過去3年度の権利移転面積の平均の1割以上を記入することと指定されているため、200.3ヘクタールの1割分の20.03ヘクタールを記載しております。

次に、その下、2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を御覧ください。

1人当たりの活動日数につきましては、改正最適化交付金事業要綱に基づきまして、月10日としております。

右側、最適化活動を行う農業委員の人数につきましては、令和4年度は2人でございましたが、新たに3人が活動意思を示されましたので、合計5人としております。推進委員の人数は定数全員の45名としております。

次に、(2)活動強化月間の設定目標を御覧ください。

活動強化月間の設定回数は、新ガイドラインで3回以上と規定しているため、3回とさせていただいております。

取組時期、取組内容については、記載のとおりです。

(3)新規参入相談会への参加目標を御覧ください。

新規参入相談会への参加回数は、新ガイドラインで1回以上と規定しているため、1回としております。

開催時期及び相談会名につきましては、記載のとおりです。

説明は以上になります。

会長職務代理：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理：特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第24号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第24号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案25ページ及び別紙配布資料14ページ及び15ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案26ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

19番、花園町の案件から、30ページを御覧ください、35番、駒場町の案件までの17件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案31ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

2番、勘八町及び3番、坂上町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案32ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

6番、山之手の駐車場の案件から、33ページ、11番、美里の自己用住宅までの6件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案34ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

17番、寿町の駐車場の案件から、37ページを御覧ください、30番、寺

部町の共同住宅の案件までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長職務代理： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時40分)

議事録署名者
